

23 区内の「最寄り駅から徒歩 30 分以上かかる場所」を探してみよう

1 はじめに

無事 2 年次に進級し，GIS ソフトの実習がはじまりました。ありがたいことに弊学では ArcGIS のライセンスを使用することができますが，どうやら個人で契約する場合は年間 100 ドルもかかってしまうそうです。ということで，無料で使うことができる QGIS の練習も兼ねていろいろと遊んでみることにしました。

今回分析してみたのは，東京 23 区の鉄道空白地帯です。通学でお世話になっている東急田園都市線をはじめとした，たくさんの公共交通でひしめき合っている東京特別区において「徒歩 30 分圏内に最寄り駅が無い場所」はあるのでしょうか。区内全域を歩いて確かめるのが一番ですが，せっかく GIS の技術を教わっているのですから，これを活用してみることにしました。

2 分析方法

まずは国土交通省の国土数値情報ダウンロードサイトから，全国の行政区域，路線網および駅のデータを入手し，QGIS のレイヤに出現させます。つぎに東京 23 区の行政区域と，その上にある駅と路線網を抽出します。そして駅を中心とした半径 2,400m^[1]の円を描画。円からはみ出した部分が「30 分歩かないと駅がない場所」となるはずです。



図 1. 23 区の交通網

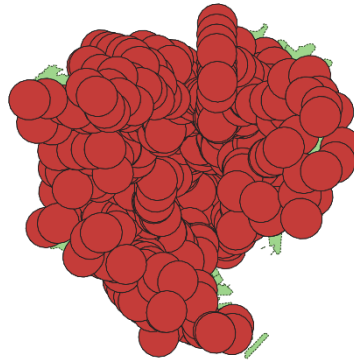


図 2. 駅を中心とした
半径 2,400m の円たち

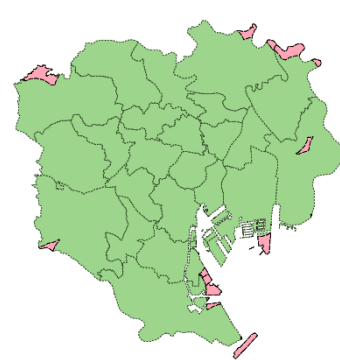


図 3. 2,400m 圏内に
駅がない場所

3 結果の分析

はみ出た部分を、それぞれ北東エリア、東エリア、南エリア、南西エリア、北西エリアの5ヶ所に分けて考えます。

3.1 北東エリア

水元公園の周辺です。以前友人の案内で訪れたことがあります。最寄りである金町駅からかなり歩いた印象があります。今回の趣旨とはズレてしまいましたが、都県境を跨げば八潮や松戸駅などを利用することも可能そうです。



3.2 東エリア

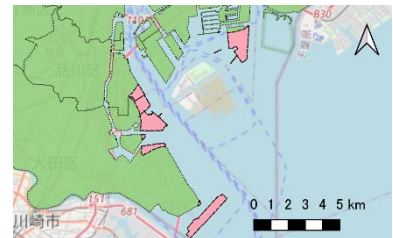
江戸川区の中央部です。他の4ヶ所は河川敷などの非居住地や都県境ギリギリの場所ばかりですが、ここは全域が住宅地となっています。ただ、環七の地下を走るらしいメトロセブンが開業すると「駅チカ」となりそうです。



い

3.3 南エリア

江東区や大田区などの埋め立て地帯です。工場やごみ処理施設などが立地していますが、道路で結ばれているため、鉄道の需要は小さそう。なお羽田空港D滑走路は全域が含まれていますが、ほぼ全員が飛行機に乗ったまま通過するはずなので問題はなさそうです。



3.4 南西エリア

驚くべきことに、弊学玉川キャンパス周辺です！もしかしたら、アクセスの悪さが故に土地を用意しやすかったのかも。駒沢-玉川間を結んでくれているシャトルバスには感謝するばかりです。



3.5 北西エリア

練馬区北西部、大泉学園町です。ここも水元と同じく、都県境ギリギリの場所です。西武池袋線に大泉学園駅がありますが、なぜか2kmほど距離があります。埼玉県と東京都の領土が入り乱れているため、感染症拡大防止に伴う都道府県境の移動自粛時はさぞ苦労したことでしょう。



4 おわりに

網の目に鉄道が張り巡らされている東京ですが，駅から 30 分以上かかる場所が存在しました。特に江戸川区は，区役所のすぐ近くが該当しています。少しでも不便さを解消するために 5 ヶ所の出張所が設けられているようですが，本庁でしか行えない手続きをする場合にはたどり着くだけで一苦勞です。また，ホームページのアクセス方法にはすべてバスの系統番号が記載されており，駅からの遠さが伺えます。

【参考文献，注釈など】（最終閲覧日はすべて 2025 年 6 月 23 日です。）

使用したデータ

・ [行政区域データ](#) 東京都(第 2.3 版)

https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/gml/datalist/KsjTmplt-N03-v2_3.html

・ [鉄道データ](#) (第 2.3 版)

https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/gml/datalist/KsjTmplt-N02-v2_3.html

参考文献

・ 江戸川区役所 「区役所へのアクセス」

<https://www.city.edogawa.tokyo.jp/e004/kuseijoho/gaiyo/shisetsuguide/bunya/kuyakusho/kuyakusho/access.html>

・ 江戸川区役所 「区役所・事務所・区民館」

<https://www.city.edogawa.tokyo.jp/e004/kuseijoho/gaiyo/shisetsuguide/bunya/kuyakusho/index.html>

注釈

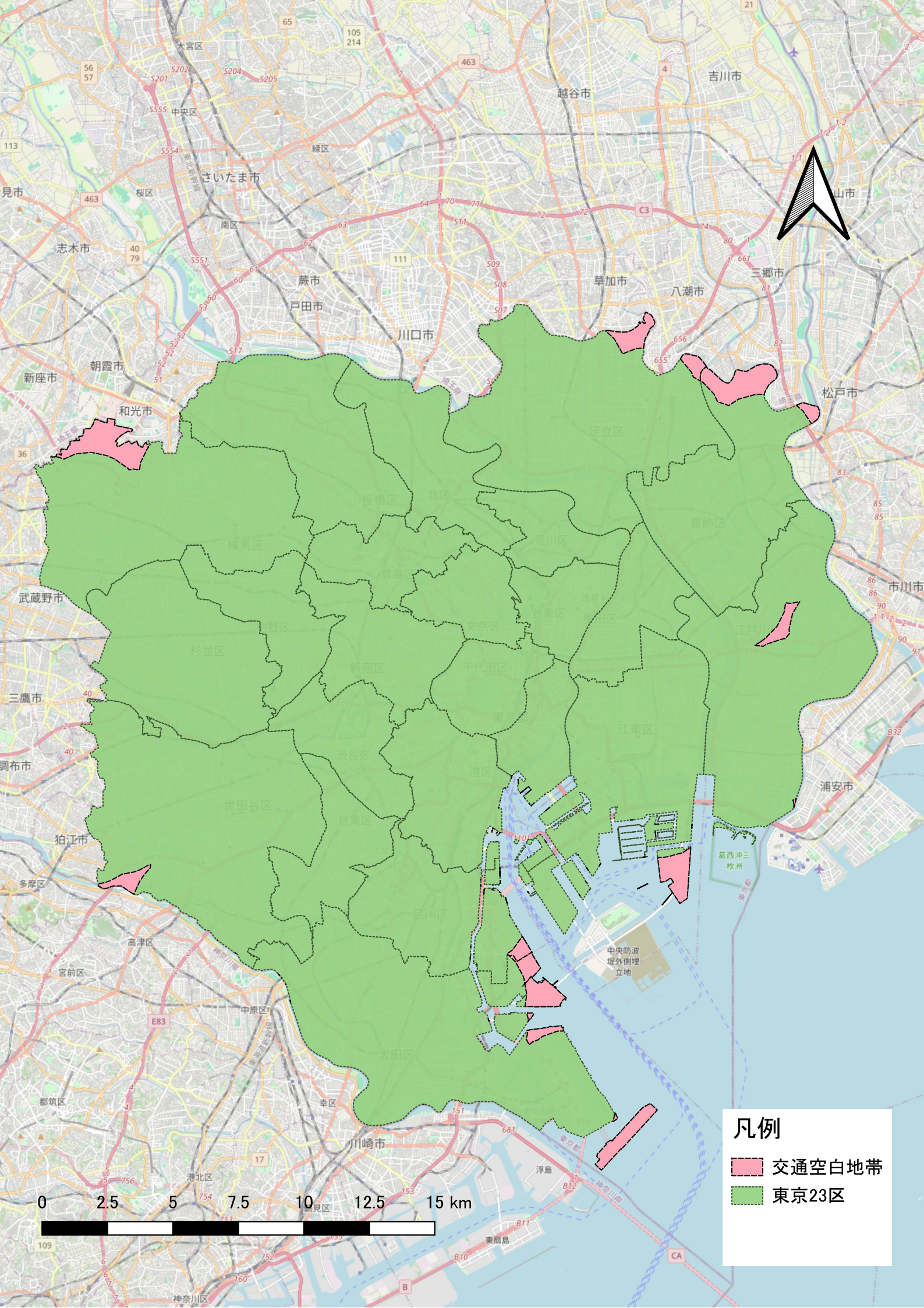
*[1]：半径 2,400m の円

不動産公正取引協議会連合会の定める

「不動産の表示に関する公正競争規約施行規則 第 5 章 10 条の 10」に基づき，分速 80m で計算しています。

・ 不動産の表示に関する公正競争規約施行規則

https://www.rftc.jp/webkanri/kanri/wp-content/uploads/2019/02/h_sekoukisoku.pdf



凡例

-  交通空白地帯
-  東京23区